

【委託】

(別紙)

入札参加者の皆様へ

建設関連業務委託の最低制限価格については、下記のとおり算定し、端数処理することとしましたのでお知らせします。

記

- 1 単独の建設関連業務（測量，設計，地質調査）委託に係る最低制限価格  
次のそれぞれの式で得られた額（円未満の端数は切り捨て）の千円未満を切り上げた額とする。
  - ・ 測量業務の最低制限価格 = 予定価格 × 82%
  - ・ 設計業務の最低制限価格 = 予定価格 × 81% ※令和6年6月1日 改定
  - ・ 地質調査業務の最低制限価格 = 予定価格 × 85%
  
- 2 複数の業務（測量，設計，地質調査）からなる委託業務の最低制限価格
  - ・ 複数の業務（測量，設計，地質調査）からなる委託業務の最低制限価格は，業務ごとの予定価格を構成する設計額（業務価格＋税）に，各々の率（測量業務は82%，設計業務は81%，地質調査業務は85%）を乗じて得た額（円未満の端数は切り捨て）の合計額の千円未満を切り上げた額とする。  
ただし，地質調査業務の「解析等調査業務費」は，地質調査業務として取扱うこと。